

## 新型コロナウイルス感染の疑いから感染までの行動・連絡について（第2版）

### 1 感染を疑う症状が発生した場合

「発熱等の風邪症状」がでた場合には、学校（学生課教務係または担任、指導教員（以下同じ。）に電話連絡し、自宅で静養してください。

あわせて、かかりつけ医等の身近な医療機関（かかりつけ医がない等相談先に迷った場合は「受診・相談センター」（地域により名称が異なることがあります）に電話等でご相談ください。

また、同居の家族が新型コロナウイルスの濃厚接触者に特定されたときまたは感染の疑いがあるとき（例：同居の家族が「発熱等の風邪症状」でPCR検査を受診する）は、本人が無症状であっても、学校に電話連絡し、登校は控えて自宅で待機してください。

（参考：厚生労働省 web サイト新型コロナウイルスに関する Q&A より抜粋）

問7 発熱や咳などの症状がある場合には、どうしたらよいですか。

#### （1） 症状が出たら医療機関を受診しましょう

冬には、季節性インフルエンザ等、発熱や咳を起こす感染症が流行しやすくなります。こうした感染症と新型コロナウイルス感染症の症状は非常に似ています。

「筋肉痛があるからコロナではない」等自己判断せず、まずはかかりつけ医等身近な医療機関に電話で相談してください。

お近くで、発熱等を呈する患者の検査や相談を受けることができる医療機関や受診方法をご案内します。

※ 院内感染を防止するため、緊急の場合を除いて、事前の連絡なく医療機関を直接受診することは控えてください。かかりつけ医がないなど相談先に迷った場合は「受診・相談センター」（地域により名称が異なることがあります）にご相談ください。

なお、少なくとも以下の条件に当てはまる方は、すぐにご相談ください。

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
※高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用い

ている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

(2) 仕事や学校を休み、会食は控えましょう。

体調不良時には、仕事や学校を休んでいただき、会食は控えてください。解熱剤を飲んで熱が下がっても、感染を広げる可能性があります。ご本人のためにもなりますし、感染拡大の防止にもつながる大切な行動です。

PCR検査を受診し、結果がでたときは、学校に連絡するとともに下記にアクセスして結果を報告してください。

フォーム (URL)

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=XYP-cpVeEkWK4KezivJfyPQDhdjuoydOmGUucSMfRmtUMEUxTUpPSDk3WUNGTFk2M05ERExJWkhEUC4u>



「発熱等の風邪症状」が回復したとき、または PCR 検査で陰性の結果（以下2及び3の場合を除く）がでた場合の登校可能の目安は、症状がおさまって（PCR 検査の日）から3日経過したときとします。

なお、新型コロナウイルスに関する健康観察で自宅待機や外出自粛の期間にあたる時は、その期間が終わるまでは、いかなる場合でも絶対に登校しないでください。

## 2 感染者の濃厚接触者として特定された場合

保健所等から感染者の濃厚接触者（※）として特定された場合には、至急学校に連絡してください。

また、下記フォームにアクセスして、症状等を連絡してください。

質問 16、質問 17 の学校内での活動に関すること等については、初回の報告では分かる範囲で入力し、その他の項目を含めあとでわかったことなどは、その都度速やかに報告をお願いします。

フォーム（URL）

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=XYP-cpVeEkWK4KezivJfyPQDhdjuoydOmGUucSMfRmtUMEUxTUUpPSDk3WUNGTFk2M05ERExJWkhEUC4u>



なお、感染者と最後に接触した日から起算して14日間は、出席停止（公欠）とします。その期間はいかなる場合であっても絶対に登校しないでください。

以後、居住地管轄の保健所等の指示に従うとともにPCR検査を受けた場合は、結果がでたときに、学校に連絡するとともに下記にアクセスして結果を連絡してください。

フォーム（URL）

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=XYP-cpVeEkWK4KezivJfyPQDhdjuoydOmGUucSMfRmtUMEUxTUUpPSDk3WUNGTFk2M05ERExJWkhEUC4u>



（参考：濃厚接触者）

\*：「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」（無症状性病原体保有者を含む）の「感染可能期間（\*2）に接触した者」のうち、次の範囲に該当する者：「患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内・航空機内等を含む）があった者」・「適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者」・「患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者」・「手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）」とします。

「患者（確定例）」とは、「臨床的特徴等などから新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」とします。

「無症状病原体保有者」とは、「臨床的特徴を呈していないが、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」とします。

\*2：患者（確定例）の「感染可能期間」とは、「発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など）を呈した2日前から、隔離開始（入院・自宅や施設等）までの間」とします。

（国立感染症研究所：新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領）

### 3 感染が判明した場合

新型コロナウイルスの感染が判明した場合には、至急学校に連絡してください。

また、あわせて下記フォームにアクセスして、症状等や学校内での活動状況を報告してください。

質問 16、質問 17 の学校内での活動に関する事等については、初回の報告では分かる範囲で入力し、その他の項目を含めあとでわかったことなどはその都度速やかに報告をお願いします。

本人又は保護者が入力できない状況にあるときは、担任等が電話で聞き取った内容を入力することもあります。

感染が判明した場合は、治癒するまで出席停止（公欠）とします。その期間はいかなる場合であっても絶対に登校しないでください。

フォーム（URL）

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=XYP-cpVeEkWK4KezivJfyPQDhdjuoydOmGUucSMfRmtUMEUxTUpPSDk3WUNGTFk2M05ERExJWkhEUC4u>



医療機関で治療を受けていて、主治医から登校の許可がでたときは、学校に連絡してください。登校するにあたっては、原則として治癒したことを証明する医療機関の診断書が必要となります。ただし、宿泊療養又は自宅療養等により診断書の取得ができない場合は、解除されたことをもって治癒したものとみなし翌日から登校可能とします。